

飲食料品及び油脂についての検査方法

制 定 昭和 51 年 11 月 19 日農 告第 1074 号
 最終改正 平成 19 年 11 月 28 日農林水産省告第 1494 号

(適用の範囲)

第 1 条 この検査方法は、別表 1 に掲げる飲食料品及び油脂の検査に適用する。

(定義)

第 2 条 この検査方法において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
検 査 荷 口	原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。
試 料	検査荷口から抽出される検査単位の 1 以上の集まりをいう。
検 査 単 位	検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう(一容器又は一包装の内容量が別表 2 に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が別表 2 に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。)
不 良 品	当該試料に係る日本農林規格に定める基準(当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、格付けしようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。)に適合しない検査単位(当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため格付けの対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。)をいう。
合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。
不 合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。
並 み 検 査	検査荷口の不良率が平均して AQL(合格品質水準)と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
き っ ぱ い 検 査	検査荷口の不良率が平均して AQL よりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
緩 い 検 査	検査荷口の不良率が平均して AQL よりも良いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
AQL(合格品質水準)	95 %の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては 6.5 又はこれに近い値とする。

(第 1 方式検査方法)

第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。

一 検査は並み検査から始めるものとする。

二 並み検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行つた結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼつた連続5回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となつたときは、その検査荷口の製品と品種（等級を含む。）が同一であるもの（以下「同一品種」という。）について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行つた結果、別表5に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

三 きつい検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表6に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行つた結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行つた結果、累計で5回不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うものとする。

四 緩い検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表7に定めるところによる。ただし、検査荷口は別表8に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査により検査を行つた結果、不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

（第2方式検査方法）

第4条 認定製造業者の工場（以下「認定工場」という。）の製品で、当該品目についての製造業者の認定の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによることができる。

一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準により検査を行つた結果、別表9に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は二に定めるところによるものとする。

二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行つた結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。

三 二に定めるところにより検査を行つた結果、不良品があつたとき、又は認定工場の品質管理を行う部門が行つた検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でない認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

附 則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録基準に関する経過措置）

- 2 旧登録認定機関（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第9条に規定する旧登録認定機関をいう。）又は旧登録外国認定機関（改正法附則第14条に規定する旧登録外国認定機関をいう。）で、改正法の施行後に改正法附則第9条又は第14条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものについては、この告示による廃止前の第1の1から4まで及び47に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。
（登録格付機関又は登録外国格付機関の登録基準に関する経過措置）
- 3 改正法の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人（以下「旧登録格付機関」という。）又は旧登録外国格付機関（改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関をいう。以下同じ。）で、改正法附則第5条第1項又は第11条第1項の規定により格付を行うものについては、この告示による廃止前の第1の5から46までに掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。
（農林物資についての検査方法に関する経過措置）
- 4 改正法の施行の際現に旧法第14条第1項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機関、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）で、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21、第22、第33及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。この場合において、なおその効力を有するものとされるこの告示による改正前の集成材及び構造用集成材についての検査方法5の(1)のイの(ア)のb中「(1)及び(2)」とあるのは、「(1)、(2)及び(4)」と、5の(2)のアの(ア)中「に準じて試験を行い、その結果、同別記の2」とあるのは「の(1)から(8)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(7)までにあつては同別記の2に、(8)にあつては同規格第3条から第5条までのホルムアルデヒド放散量の基準」と、5の(2)のイの(ア)のa中「2の(4)及び(5)」とあるのは「2」と、5の(2)のイの(ア)のb中「(6)まで」とあるのは「(6)まで及び(10)」と、「2の(1)から(3)まで」とあるのは「2」とする。
（農林物資の生産行程についての検査方法に関する経過措置）
- 5 旧登録格付機関、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）で、改正法附則第5条第1項、第6条第2項又は第12条第2項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法の規定は、なおその効力を有する。

別表1（第1条関係）

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 調理冷凍食品
- 7 醸造酢
- 8 トマト加工品
- 9 食用精製加工油脂
- 10 豆乳類
- 11 マーガリン類
- 12 乾めん類
- 13 農産物漬物
- 14 チルドミートボール

- 15 ジャム類
- 16 ぶどう糖
- 17 ショートニング
- 18 精製ラード
- 19 煮干魚類
- 20 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 21 生タイプ即席めん
- 22 食料缶詰及び食料瓶詰
- 23 パン粉

別表 2 (第 2 条関係)

次表の左欄に掲げる飲食物品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1kg を超え又は 500g 未満のもの	500g
植物性たん白(ペースト状植物性たん白を除く。)	1kg を超え又は 300g 未満のもの	300g
ペースト状植物性たん白	1kg を超え又は 800g 未満のもの	800g
削りぶし	500g を超え又は 50g 未満のもの	50g
ハンバーガーパティ	5kg を超えるもの	150g
チルドハンバーグステーキ	80g 未満のもの	80g
調理冷凍食品	500g を超え又は 150g 未満のもの	150g
醸造酢	500ml を超え又は 150ml 未満のもの	150ml
トマト加工品	500g を超え又は 190g 未満のもの	190g
食用精製加工油脂	1kg を超え又は 900g 未満のもの	900g
豆乳類	500g を超え又は 180g 未満のもの	180g
マーガリン類	1kg を超え又は 900g 未満のもの	900g
乾めん類	500g を超え又は 200g 未満のもの	200g
農産物漬物(農産物酢漬類及び農産物塩漬類を除く。)	1kg を超え又は 100g 未満のもの	100g
農産物酢漬類及び農産物塩漬類	1kg を超え又は 50g 未満のもの	50g
チルドミートボール	80g 未満のもの	80g
ジャム類	2kg を超え又は 100g 未満のもの	100g

ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖及び含水結晶ぶどう糖を除く。)	1kg を超え又は 400g 未満のもの	400g
無水結晶ぶどう糖及び含水結晶ぶどう糖	1kg を超え又は 200g 未満のもの	200g
ショートニング	1kg を超え又は 900g 未満のもの	900g
精製ラード	1kg を超え又は 900g 未満のもの	900g
煮干魚類	500g を超え又は 100g 未満のもの	100g
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	500g を超え又は 160g 未満のもの	160g
生タイプ即席めん	600g を超え又は 190g 未満のもの	190g
食料缶詰及び食料瓶詰	50g 未満のもの	50g
パン粉	1kg を超え又は 150g 未満のもの	150g

別表3 (第3条関係)

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器(内容量が1kg又は1l未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下 (個)	4 (個)	1 (個)
35,001 - 240,000	6	1
240,001 以上	8	1

2 大型容器(内容量が1kg又は1l以上であつて、30kg又は30l未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
1,000 以下 (個)	2 (個)	0 (個)
1,001 - 5,000	3	1
5,001 以上	5	1

3 特殊容器(内容量が30kg又は30l以上のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が 30t 又は 30kl 未満の場合	内容量が 30t 又は 30kl 以上の場合	内容量が 30t 又は 30kl 未満の場合	内容量が 30t 又は 30kl 以上の場合
5 以下(個)	2 (個)	2 (個)	0 (個)	0 (個)

6 - 10	3	2	1	0
11 以上	4	3	1	1

(注) 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。

別表4 (第3条関係)

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ	不良品の限界個数
5(個)	3(個)
6 - 12	4
13 - 19	5
20 - 24	6
25 - 39	7
40 - 49	8

別表5 (第3条関係)

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件
連続した10回の検査において不良品がないこと。

別表6 (第3条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下 (個)	6 (個)	1 (個)
35,001 以上	13	1

2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
1,000 以下 (個)	3 (個)	0 (個)
1,001 - 5,000	5	1
5,001 以上	8	1

3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が 30t 又は 30kl 未満の場合	内容量が 30t 又は 30kl 以上の場合	内容量が 30t 又は 30kl 未満の場合	内容量が 30t 又は 30kl 以上の場合
5 以下(個)	3 (個)	2 (個)	0 (個)	0 (個)
6 - 10	4	3	1	1
11 以上	5	4	1	1

--	--	--	--

別表7（第3条関係）

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下（個）	2（個）	1（個）
35,001 以上	3	1

2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下（個）	2（個）	0（個）
35,001 以上	3	0

3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
30 以下（個）	2（個）	0（個）
31 以上	3	0

別表8（第3条関係）

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

1 15日間

2 30日間（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに調理冷凍食品の場合に限る。）

別表9（第4条関係）

1 連続した10回（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては15回）の検査において不良品がないこと。

2 試料数の累計が100に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと（異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。）。